

06JFIA010号

令和6年7月24日

一般社団法人長野県食品工業協会
会長 宮坂 直孝 様

一般財団法人食品産業センター
会長 堀切 功章
(公印省略)

第46回食品産業優良企業等表彰事業の実施について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当センター事業の推進につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

また、食品産業優良企業等表彰事業への多大なご理解、ご尽力を頂き、これまで数多くの優良な企業等を表彰することができましたことに重ねて御礼申し上げます。

さて、当センターでは、今年度も別添「第46回食品産業優良企業等表彰事業のご案内」により掲題事業を実施いたしますので、受賞者としてふさわしい企業、団体及び個人の方々のご推薦・ご申請を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、ご推薦・ご申請にあたりましては、期限の9月27日（金）までに関係書類を当センターへご提出ください。本事業に係る「実施要領・細則」及び「申請書様式」を当センターのホームページに掲載しておりますので、同封の資料と併せてご参照いただきますようお願いいたします。

また、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部、都道府県及び業種別全国団体へもご協力をお願いしておりますことを申し添えます。

敬 具

第46回食品産業優良企業等表彰事業のご案内

一般財団法人 食品産業センター

食品産業の経営の改善、技術の革新等に対する意欲の高揚を図るため、本年度も食品製造業、食品流通業等を対象として、農林水産省の後援のもとに（公財）食品等流通合理化促進機構との共催により食品産業優良企業等表彰事業を実施いたします。多くの皆様のご参加、ご推薦をお願い申し上げます。

（一財）食品産業センターを提出先とする対象部門は下記により取り扱いますので、「食品産業部門、CSR部門、環境部門」につきましても表彰を受けようとする者が、「団体部門」の申請につきましても推薦者が、各都道府県の食品産業協議会（同封しおり末尾掲載の「お問い合わせ先」参照）又は全国団体を經由（食品産業協議会及び所属する全国団体がない場合は都道府県経由）のうえ、当センターへ提出してください。

また、「マイスター部門」の申請につきましても、推薦者が各都道府県の食品産業協議会を經由（食品産業協議会がない場合は直接）して、当センターへ提出してください。

なお、受賞申請用紙等提出書類は、当センターホームページ(<https://www.shokusan.or.jp>)からダウンロードしてお使いください。

ご不明な点につきましては、下記6.の「事務局及びお問い合わせ先」宛てご連絡いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 表彰の対象者について

本表彰事業の申請につきましても、次の各部門の中から対象部門をお選びください。

(1) 食品産業部門

次のいずれかのタイプよりお選びください。

<農商工連携推進タイプ>

農商工連携の推進など、健全な地場産業として、地域の農林水産物の生産者との連携による原料調達、雇用促進等の面で地域の発展に功績のあった者

<経営革新タイプ>

次の①、②、③のいずれかよりお選びください。

① 経営の近代化及び合理化、生産性の向上等の面で食品産業の発展に功績のあった者

② 食品の製造・加工に関する新技術の開発若しくは実用化又は新製品の開発を行った者

③ 栄養・健康に配慮した食品（食塩を低減させた食品、カロリー制限食、噛むこと・飲み込むことに配慮した食品等）の製造・普及の面で食品産業の発展に功績のあった者

(2) CSR部門

食品の安全性の向上や消費者への食品情報提供の充実等による信頼性の向上、消費者対応体制の整備、コンプライアンス体制の整備、消費者啓発活動の実施等に功績のあった者

(3) 環境部門

次のいずれかのタイプよりお選びください。

<食品リサイクル推進タイプ>

食品循環資源の再生利用等資源の有効な利活用に功績のあった者

<容器包装リサイクル推進タイプ>

食品の容器包装の排出抑制、再使用及び再生使用等に功績のあった者

<省エネ等環境対策推進タイプ>

省エネルギー・省力化技術の推進又は環境の保全に功績のあった者

(4) 団体部門

次のア、イのいずれかよりお選びください。

中小企業等協同組合等の団体のうち、

ア. その運営が特に優秀なもの

- イ. その団体の役員（役員であった者を含む。）であって、し界の発展に功績のあったもの
- (5) マイスター部門
食品製造業において食品の製造・加工等の技術部門に従事し、食品の製造加工等における伝統的又は革新的な高度の技術・技能を有する者

2. 受賞の申請又は推薦に必要な書類について

- (1) 食品産業部門（農商工連携推進タイプ、経営革新タイプ）、CSR部門及び環境部門（食品リサイクル推進タイプ、容器包装リサイクル推進タイプ、省エネ等環境対策推進タイプ）については、
- ① 企業が申請される場合
 - i) 受賞申請書（別記様式1-1～1-8号）
 - ii) 受賞推薦書（別記様式2-1号）
 - iii) 食品産業優良企業等表彰に係る調査票（別記様式3号）
 - ② 個人が申請される場合
 - i) 受賞申請書〔個人申請用〕（別記様式1-10号）
 - ii) 受賞推薦書（別記様式2-1号）
- (2) 団体部門については、
- ① 団体が申請される場合
 - i) 受賞申請書（別記様式1-9号）
 - ii) 上部団体の受賞推薦書（別記様式2-1号）
 - ② 個人が申請される場合
 - i) 受賞申請書〔個人申請用〕（別記様式1-10号）
 - ii) 所属団体の受賞推薦書（別記様式2-1号）
- (3) マイスター部門については、
- i) 受賞推薦書（別記様式2-2号）
 - ii) 副申書（別記様式4号の記載様式参照）

※上記受賞申請書・受賞推薦書様式については、当センターホームページにアクセスし、様式ファイルをダウンロードしてご利用ください。

<https://www.shokusan.or.jp/yuryo-kigyo/> → 「表彰対象の部門」タブをクリック

3. 提出方法 各提出書類及び添付資料については電子ファイルで提出先へお送りください。資料が多い場合は郵送でも可
提出先：kenichi-tanaka@shokusan.or.jp または morikawa@shokusan.or.jp
4. 提出期限 令和5年9月27日（金）まで
5. 表彰式 令和6年3月上旬～中旬 会場（検討中）
6. 事務局及び
お問い合わせ先 一般財団法人食品産業センター 企画・渉外部
〒102-0084 東京都千代田区二番町5-5 番町フィフスビル5階
電話:03-6261-7428・7383 FAX:03-6261-7967

7. その他

- ・提出された申請書類等の返却はいたしません。
- ・提出された申請書類等は選定の目的以外に使用しません。
- ・提出された申請書類等に虚偽の記載があった場合には、表彰の対象とならない場合がありますので、十分注意してください。
- ・受賞者については、申請関係書類に記載された内容の範囲内において、「受賞者の功績概要集」及び当センターホームページで公表いたします。
- ・今回から同一年度の申請は全部門を通じて各申請者1件とさせていただきます。また、大臣表彰受

賞者は、受賞後5年を経過しなければ、受賞部門での申請はできないこととさせていただきます。
また、申請書に営業利益及び経常利益の記入欄がある場合に、明記されている当該期間の営業利益及び経常利益の双方がマイナスでないことが申請条件に追加されました。

- ・開催式典の開催月は変更する場合があります。

令和6年度

第46回 食品産業優良企業等表彰のご案内

主催／一般財団法人 食品産業センター
公益財団法人 食品等流通合理化促進機構
後援／農 林 水 産 省

■ 趣 旨

本表彰は、昭和54年、食品産業の発展と国民食生活の向上に寄与することを目的に始まり、以来、食品製造業及び食品流通業において、顕著な功績をあげた企業、団体、個人及び高度の技術・技能の保持者を広く顕彰しています。

■ 表彰部門

- | | |
|--|---|
| ◆食品産業部門<農商工連携推進タイプ>
<経営革新タイプ> | 地域の農林水産物の生産者との連携による功績
経営の近代化、新技術・新製品開発、栄養・健康に配慮した食品の開発・普及による功績 |
| ◆食品流通部門 | 食品卸売業・小売業の発展と食品の流通の合理化による功績 |
| ◆CSR部門 | 食品製造業のCSRの推進等による功績 |
| ◆環境部門<食品リサイクル推進タイプ>
<容器包装リサイクル推進タイプ>
<省エネ等環境対策推進タイプ> | 食品循環資源の再生利用等の促進による功績
容器包装の排出抑制、再使用及び再生使用等の功績
省エネ・省力化技術の推進又は環境の保全による功績 |
| ◆団体部門 | 団体運営が特に優秀なもの、し界の発展への功績 |
| ◆マイスター部門 | 食品の製造・加工等において高度の技術・技能を有する者 |

■ 表彰区分

- | | |
|-------------|------------------------|
| 農林水産大臣賞 | 一般財団法人 食品産業センター会長賞 |
| 農林水産省大臣官房長賞 | 公益財団法人 食品等流通合理化促進機構会長賞 |

受賞者には表彰式典の席上で農林水産大臣賞をはじめ各賞に係る賞状が授与されます。
また、受賞者の功績等は関係方面に広く紹介されます。

■ 提出期限

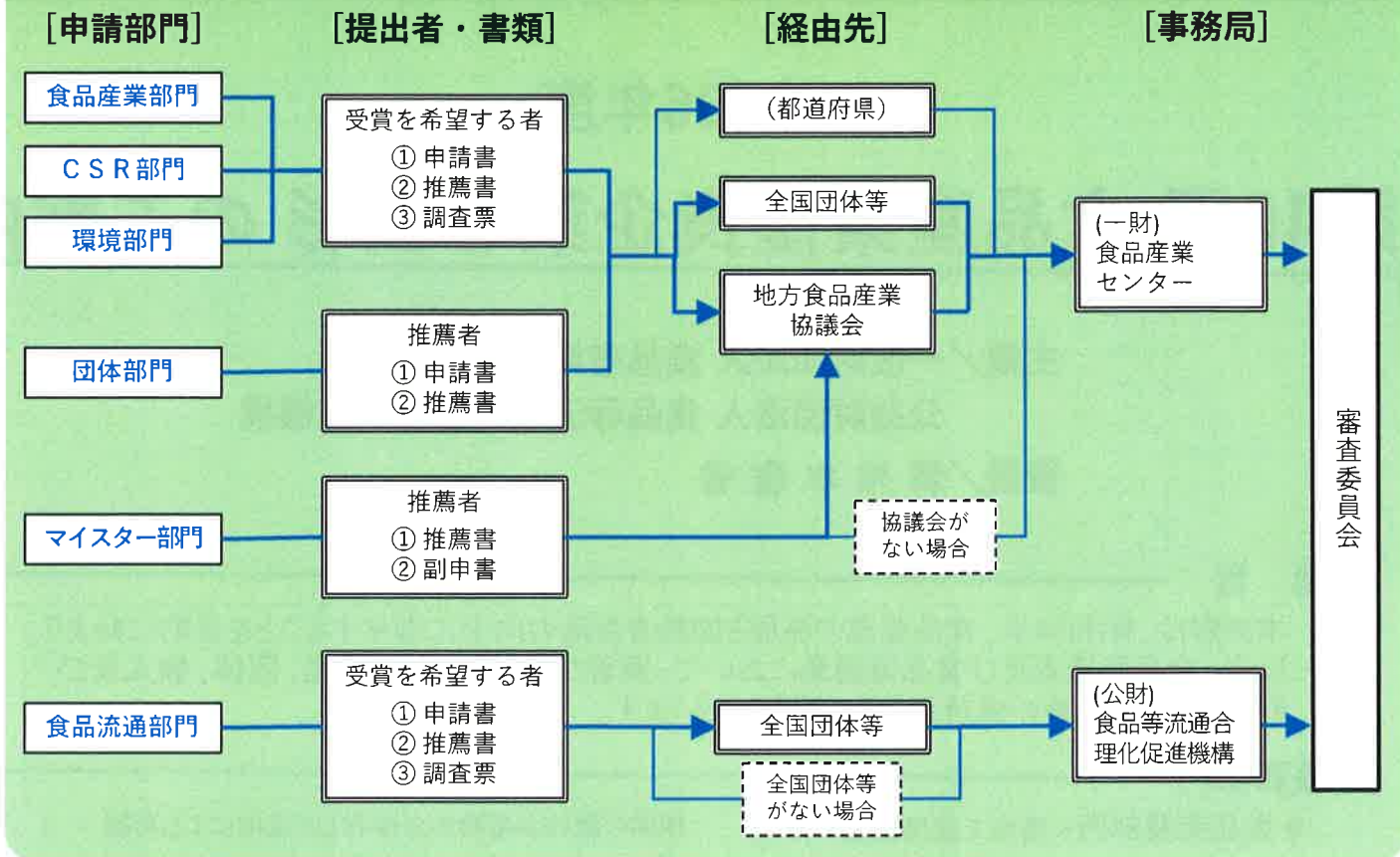
令和6年9月27日(金)

■ スケジュール

学識経験者等によって構成される審査委員会は年内に開催され、各賞の受賞者が決定されます。結果は、翌年1月下旬から2月上旬にかけて、それぞれの受賞者及び推薦者に通知され、表彰式典は、令和7年3月上旬に東京で行われる予定です。

詳しくは、(一財)食品産業センターホームページ(<http://www.shokusan.or.jp>) 又は
(公財)食品等流通合理化促進機構ホームページ(<http://www.ofsi.or.jp>) をご覧ください。

フローチャート



● お問い合わせ先：食品産業優良企業等表彰事務局

(一財)食品産業センター 企画・渉外部 〒102-0084 東京都千代田区二番町5-5番町フィフスビル5階 ☎ 03-6261-7428
 (公財)食品等流通合理化促進機構 総務部 〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-4-5 第1東ビル6F ☎ 03-5809-2175

地方食品産業協議会等

(一社)北海道食品産業協議会	☎ 011-241-6447	滋賀県食品産業協議会	☎ 077-511-1430
(公社)青森県物産振興協会	☎ 017-777-4616	(一社)京都府食品産業協会	☎ 075-708-3704
宮城県食品産業協議会	☎ 022-796-0336	(一社)兵庫県食品産業協会	☎ 078-361-8154
あきた食品振興プラザ	☎ 018-863-8701	和歌山県食品産業協議会	☎ 073-441-2819
山形県食品産業協議会	☎ 023-679-5081	鳥取県食品産業協議会	☎ 0859-44-5021
福島県食品産業協議会	☎ 024-536-1265	岡山県食品産業協議会	☎ 086-224-2245
茨城県食品産業協議会	☎ 029-224-8030	(一社)広島県食品工業協会	☎ 082-255-5051
(一社)栃木県食品産業協会	☎ 028-648-4609	山口県食品産業協議会	☎ 083-933-3395
埼玉県食品工業協会	☎ 048-521-0926	徳島県食品工業協会	☎ 088-654-3584
ちばの「食」産業連絡協議会	☎ 043-223-3085	香川県食品産業協議会	☎ 087-832-3395
東京都食品産業協議会	☎ 03-3256-8036	愛媛県食品産業協議会	☎ 0898-48-3611
山梨県食品産業協議会	☎ 055-237-3215	高知県食品産業協議会	☎ 088-823-9704
(一社)長野県食品工業協会	☎ 026-229-6775	福岡県食品産業協議会	☎ 092-622-8780
静岡県食品産業協議会	☎ 054-254-1511	佐賀県食品産業協議会	☎ 0952-23-4598
(一社)富山県食品産業協会	☎ 076-429-7380	長崎県食料産業クラスター協議会	☎ 095-826-3201
(一社)石川県食品協会	☎ 076-268-2400	大分県食品産業協議会	☎ 097-536-6331
岐阜県食品産業協議会	☎ 058-277-1103	宮崎県食品産業協議会	☎ 0985-24-4278
愛知食品産業振興協会	☎ 052-962-6371	鹿児島県食品産業協議会	☎ 099-222-9258
みえ食の“人財”育成プラットフォーム	☎ 059-224-2336	沖縄県食品産業協議会	☎ 098-859-6191